

建設作業の騒音・振動に関する規制の概要

(騒音規制法・振動規制法による届出と規制基準)

騒音規制法及び振動規制法は、建設工事にともなって発生する騒音・振動を規制の対象とし、生活環境を保全して国民の健康を保護することを目的としています。

1 規制地域について

騒音規制法及び振動規制法による規制は、住民の生活環境を保全する必要がある地域である「指定地域」に適用されます。佐賀市では、騒音・振動ともに市内全域を指定しています。また、指定地域を地域の状況に応じて区域を分け、騒音・振動それぞれについて規制基準値を設定しています。

※区域の区分については都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。詳しくは、佐賀市環境保全課（旧清掃センター2F）へお問い合わせください。また、佐賀市環境保全課にて区域図を縦覧しておりますのでご利用ください。

2 建設作業に関する規制

指定地域内における建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生する施設等を使用する作業（特定建設作業 下表（1）参照）が規制の対象となります。建設作業における騒音・振動は、選択できる工法等に限りがあり防止対策が困難なこと、工事自体が一時的であることなどの特殊性から、騒音・振動の大きさや、夜間作業や日曜・休日における作業時間の制限といった面にも配慮した規制基準が設定されています。

特定建設作業を実施しようとする者（元請業者）は、規制基準（下表（2）参照）を遵守することと、市長への届出の義務（（3）参照）があります。

特定建設作業において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、建設工事の施工者に対し騒音・振動の防止方法を改善したり、作業時間を変更すべきことを勧告し、勧告に従わない場合は勧告に従うべきことを命ずることがあります。

(1) 特定建設作業

指定地域内において、規制対象となる建設作業は以下のとおりです。

※ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除きます。

	特定建設作業の種類		摘 要	
			騒音規制法	振動規制法
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業		<ul style="list-style-type: none"> ・もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く ・くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・もんけん及び圧入式くい打機を除く ・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての作業 	
3	さく岩機を使用する作業	さく孔を主とするさく岩機	<ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る 	
4		ブレーカーを使用する作業		
5	空気圧縮機を使用する作業		<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く 	
6	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練容量がコンクリートプラントは0.45m³以上、アスファルトプラントは混練機の混練重量が200kg以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く 	
7	バックホウを使用する作業		<ul style="list-style-type: none"> ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る 	

8	トラクターショベルを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る	
9	ブルドーザーを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る	
10	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		・全ての作業
11	舗装版破砕機を使用する作業		・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

(2) 規制基準

区域の区分 ※2	基準値※1 (単位: dB)		作業時間帯	1日の作業時間	作業期間	作業日
	騒音	振動				
第1号区域	85	75	19:00～7:00 で ないこと	10 時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜その他の休日ではないこと
第2号区域			22:00～6:00 で ないこと	14 時間を超えないこと		

※1 基準値は作業場所の敷地境界線における騒音・振動の大きさ

※2 区域の区分の考え方は下表をご参照ください。

特定建設作業 騒音・振動	特定工場等		参考)用途地域等	
	騒音	振動		
第1号区域	第1種区域	第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	
	第2種区域		第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域 佐賀空港周辺を除く用途地域の指定のない地域	
	第3種区域	第2種区域(A)	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、佐賀空港周辺	
	第4種区域	第2種区域(B)	工業地域 工業専用地域	学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、 特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲の概ね80m以内の地域
第2号区域			上記以外の地域	

(3) 届出

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合、施工者は所定の届出が必要です。

提出期限までに佐賀市環境保全課へ2部（正本及びその写し）提出してください。

【届出の種類と届出書類・提出時期】

届出を必要とする場合	届出の種類	根拠規定/届出様式		添付書類等	提出期限
		騒音規制法	振動規制法		
特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合	特定建設作業 実施届出	法第14条 様式第9	法第14条 様式第9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設作業場所の周辺図 ・ 特定建設作業の工程を明示した建設工事工程表 ・ 騒音・振動の大きさ・防止措置に関する資料等 	特定建設作業の開始日の7日前まで
災害等の発生により、緊急に当該作業を行う必要がある場合					すみやかに

問い合わせ・区域区分の縦覧場所について

部署名	所在地	電話番号/e-mail
環境部 環境保全課	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1 (旧清掃センター2F)	0952-30-2436 kankyohozen@city.saga.lg.jp

※騒音・振動ともに佐賀空港周辺のみ縦覧となっております。